

平岡会計だより

2027.2 Vol. 194

＜目次＞

- 税務》退職金の課税強化 P 2
- 特集》通勤災害に関するQ & A P 3
- 労務》「連続勤務」と「休憩時間」の基本ルール P 4



税理士法人 平岡会計事務所

大阪市中央区天満橋京町 1番 26号

尼信天満橋ビル 7階

TEL06(6966)5858 FAX06(6966)5868

<http://www.hiraoka-kaikei.jp/>

～令和8年度税制改正大綱について～

昨年末に公表された税制改正大綱は、少数与党という政治状況を背景に各党の要望を反映した結果、全体として小粒ながら多岐にわたる改正内容となっています。

物価高騰への対応として、令和7年に引き続き基礎控除および給与所得控除が引き上げられるほか、令和8年・9年には、一定所得以下の個人を対象に各年5万円の時限的な上積み措置が実施されます。実質的な所得の下支えを目的とした異例の措置といえますが、本人の課税最低限と扶養親族の所得判定基準が一致しない点には注意が必要です。

また、インボイス制度導入後の負担軽減策も変更が予定されています。免税事業者からの仕入税額控除は、現在の8割から7割へ引き下げられた後、さらに段階的に縮小し、令和13年9月をもって終了します。併せて、個人事業主に限って現行の「2割特例」を令和9年・10年には「3割特例」とする緩和措置が講じられています。

一方、相続対策として利用してきた教育資金の一括贈与は本年3月で廃止され、代替制度として年60万円を上限とする「子どもNISA」が新設されます。これは資産を次世代の投資へ繋げたい意図が伺えます。

(梅野 広二)



退職金の課税強化

人生100年時代、定年退職は「一回限りのゴール」ではなくなりました。働き方が多様化し、転職も当たり前になる中で、長らく維持されてきた「退職金への優遇税制」が見直しの時期を迎えています。

平成14年から本格稼働した確定拠出年金（企業型DCと個人型iDeCoがあり、以下「DC」という。）や様々な退職金制度が普及する中で、「退職金をいつ・どのような形で受け取るのか」によって税負担が大きく変わるケースが増えています。

令和7年度税制改正では、こうした状況を踏まえ退職所得控除について見直され、令和8年1月1日から施行されています。

「退職所得」は、給与所得や事業所得とは別の計算ルールがあります。退職所得の計算は、退職金から勤続年数に応じた退職所得控除額を差し引いた額に1/2を乗じます。そのため退職所得控除額が税負担を大きく左右します。

○退職所得控除額の計算方法

勤続20年以下	40万円×勤続年数（最低80万円）
勤続20年超	800万円+70万円×（勤続年数-20年）



この退職所得控除を、同じ人が短期間に複数の退職金で重ねて適用できると不公平が生じるため、課税の公平性を確保することが、今回の改正の背景にあります。また、退職金といつても、会社からの退職金だけでなく、過去の勤務に基づき年金に代えて支払われる一時金等として一定のものは退職所得扱いになることがあります。

○5年ルールが10年ルールへ

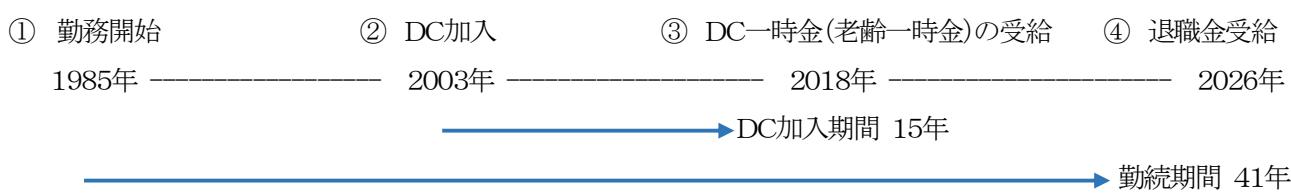
これまで、DC一時金（老齢一時金）と会社の退職金の受給時期を5年間あければ、それぞれで退職所得控除を満額適用できましたが、改正後は、そのあけるべき受給時期が10年間となりました。

令和7年度税制改正では、退職手当等（会社の退職金等）を受ける年の前年以前9年内※にDC一時金の支払を受けている場合には、そのDC一時金に係る加入期間を、退職所得控除額の計算上「勤続期間等の重複排除」の対象にするとされています。

ここでいう「重複排除」とは、簡単に言えば、同じ勤続期間（加入期間）を根拠に控除を二重取りしないように控除額を調整するということです。

※退職手当等→DC一時金の順序で受給する場合は前年以前19年内に改正済み

具体例(先にDC一時金を受給し、後から退職金を受給した場合の、それぞれの退職所得控除額を計算する場合)



	改正前	改正後
調整対象のDC一時金	退職金の受給年の前年以前4年以内に受給	退職金の受給年の前年以前9年以内に受給
退職所得控除額	老齢一時金…600万円 (40万円×15年) 退職金…2,270万円 (800万円+70万円×(41年-20年))	老齢一時金…600万円 (40万円×15年) 退職金…1,670万円 (800万円+70万円×(41年-20年)-600万円)

上記の改正は令和8年1月1日以降にDC一時金→退職金等の順で受け取られる際に適用されますので、想定されるDC一時金や退職金等でシミュレーションしていただく事をお勧めします。

(作成:岸上将也)



通勤災害に関するQ&A

従業員が通勤中にケガ等をすることを「通勤災害」といいます。「通勤災害」も労災保険の対象で、給付を受けることができます。今回はQ&Aを通じて、通勤災害のポイントをご紹介します。



【通勤災害とは】

通勤災害とは、従業員が通勤により被った負傷、疾病、障害又は死亡を言います。

「通勤災害」の「通勤」とは？

就業に関し、次に掲げる移動を合理的な経路及び方法により行うことをいい、業務の性質を有するものは「業務災害」となるため除かれます。

1. 住居と就業の場所との間の往復
2. 就業の場所から他の就業の場所への移動（副業やダブルワークの場合等）
3. 住居と就業の場所との間の往復に先行し、又は後続する住居間の移動（単身赴任者や要介護の親族を介護中で住居が2つあるとみなされる場合等）

通勤経路からの逸脱、中断がある場合

逸脱とは、通勤の途中で就業や通勤と関係ない目的で合理的な経路をそれることをいいます。中断とは、通勤の経路上で通勤と関係ない行為を行うことをいいます。

これら「逸脱」または「中断」がある場合、その間やその後にケガ等をしても、原則として通勤災害とは認められません。ただし、日常生活上必要で、次のようなやむを得ない理由により、最小限の範囲で逸脱、中断した場合は、通勤経路に戻った後から、再び通勤として認められます。

厚生労働省令で定める逸脱・中断の例外となる行為

○日用品の購入 ○職業訓練などの受講 ○選挙の投票 ○通院

○家族の介護（要介護状態にある親族の介護で、継続的または反復的に行っている場合）

【通勤災害Q&A】

Q 1 会社帰りに映画館に立ち寄り、映画鑑賞をした。その後、家に帰る途中でケガをしたら？

A 1 映画を観に行くために通勤経路を逸れた時点で「逸脱」と「中断」となります。そのため映画館内でのケガ等はもちろん、通勤経路に戻った後のケガ等も、通勤災害とは認められません。

Q 2 親の介護のため、週に3回、会社帰りに実家に立ち寄っている。介護が終わって家に帰る途中にケガをしたら？

A 2 実家でのケガは通勤災害には該当しませんが、介護を終えて通勤経路に戻った後のケガは、通勤災害として認められます。

Q 3 客先との打ち合わせが長引き、会社に連絡したところ、直接帰るように指示された。自宅へまっすぐ帰る途中にケガをしたら？

A 3 最後の訪問先（客先）が就業の場所とみなされるため通勤災害として認められます。

Q 4 週末に、会社から単身赴任先に洋服等を取りに戻り、そのまま家族の待つ自宅へ帰る途中にケガをしたら？

A 4 単身赴任先の住居と自宅間の移動であるため通勤災害に該当します。

通勤災害かどうかの最終判断は、労働基準監督署長が行います。公的保険としては、通勤災害と認められた場合は労災保険、認められなかった場合は健康保険から給付を受けることになります。

「連続勤務」と「休憩時間」の基本ルール



日々の業務の中では、急な受注対応やトラブル対応により、休日返上で働いたり、休憩が十分に取れなかつたりする場面があるかもしれません。

しかし、従業員の健康を守るためにには、労働基準法に基づいた適切な労働時間制度の運用が不可欠です。今回は、「連続勤務」と「休憩時間」のポイントを整理して解説します。



【1】休日出勤と連続勤務の注意点

法律上、36協定（時間外・休日労働に関する協定）の範囲内であれば、連続して勤務させる日数に上限はありません。しかし、運用にあたっては以下の2点に注意が必要です。

《36協定の遵守》

休日出勤ができる日数は、あらかじめ労使で定めた36協定の範囲内に限られます。また、時間外労働時間の算定には休日労働の時間も含まれるため、厳密な時間管理が求められます。

《健康への配慮》

理論上は連続勤務が可能であっても、休みがない状態が続けば疲労が蓄積し、健康障害のリスクが高まります。協定の内容にかかわらず、少なくとも「週に1日の休日」を確保することが強く望まれます。

【2】休憩時間の上手な取り方

休憩時間は労働時間の途中に与える必要がありますが、必ずしも一度にまとめて取る必要はありません。

《分割して取得できる》

例えば「60分の休憩」を、午前に10分、お昼に40分、午後に10分といったように分けて取ることも可能です。ただし、細かく分けすぎると食事や疲労回復という休憩本来の目的が果たせなくなるため、注意が必要です。

《一斉休憩と交替制》

休憩は事業場全員で一斉に取るのが原則ですが、労使協定を締結すれば、業務の都合に合わせて交替で取ることもできます。



（作成：石原沙樹）

－編集後記－

節分の行事といえば「豆まき」。豆まきの由来は諸説ありますが、古来より日本には米・麦・大豆などの五穀や、塩、砂などをまいて邪気を祓つたり、清めたりする習慣がありました。

大豆は、中国の古典に「鬼毒を殺し、痛みを止める」と書かれているのが理由ともされています。また「豆→魔目（まめ）」から、鬼の目にぶつけて魔滅（まめつ）するや、「射る→炒る」から、炒り豆を使うという語呂合わせからという説も。

豆まきに込められた「厄を祓い、福を招く」という願いのように、心新たに前向きな一步を踏み出したいものです。

（福田）